

# 緑地確保基準

## 1 工場の建設を行う場合

工場敷地面積等	緑地設置面積
工場敷地面積 9,000 平方メートル未満又は工場建物の建設面積 3,000 平方メートル未満	工場敷地面積の 15%以上。ただし、工場団地立地又は既存工場を増設する場合は、工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省，厚生省，農林水産省，通商産業省，運輸省告示第 1 号）に規定する算式により算定した面積以上
工場敷地面積 9,000 平方メートル以上又は工場建物の建設面積 3,000 平方メートル以上	工場敷地面積の 20%以上。ただし、工場団地立地又は既存工場を増設する場合は、工場立地に関する準則に規定する算式により算定した面積以上。

## 2 工場を既に設置している場合

工場敷地面積	緑地設置面積
3,000 m <sup>2</sup> 未満	工場敷地面積の 3%以上
3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	工場敷地面積の 5%以上
5,000 m <sup>2</sup> 以上 9,000 m <sup>2</sup> 未満	工場敷地面積の 10%以上
9,000 m <sup>2</sup> 以上	工場敷地面積の 15%以上

## 3 事業所を設置する場合

事業所の緑化面積は次の式により算出する。

$$\text{緑化面積} = \text{敷地面積} \times ((100 - \text{建蔽率}) / 100) \times \text{緑化率}$$

面積区分	緑化率
1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	10%以上
3,000 m <sup>2</sup> 以上 6,000 m <sup>2</sup> 未満	15%以上
6,000 m <sup>2</sup> 以上 9,000 m <sup>2</sup> 未満	20%以上
9,000 m <sup>2</sup> 以上	25%以上

(1) 事業所とは専用住宅，併用住宅，工場，事業場，駅舎及び給油所等危険物取扱所以外の建築物をいう。

(2) 事業所の樹木等による緑化施設面積の計算方法は，都市緑地法施行規則(昭和 49 年建設省令第 1 号)第 9 条の定めるところによるものとする。

備考

1 他の法令等により樹木植栽が制限されるものは，別途協議するものとする。

2 地区計画により緑化に関する基準等を定めている地区は，当該地区計画に定めるものを優先する。